

# 電子登録債権と金融関連法等との関係

平成18年11月15日（水）

金融庁

## 目 次

1. 電子登録債権と金融関連法	.....	2
(1) 金融商品取引法との関係	.....	2
(2) 金融商品販売法との関係	.....	4
(3) 本人確認法等との関係	.....	5
(4) 電子マネーとの関係	.....	6
2. 電子登録債権制度と標準化	.....	7

## 1 . 電子登録債権と金融関連法

### (1) 金融商品取引法との関係

電子登録債権は金融商品取引法の対象となる社債等の代替として利用されることも考えられるが、このような電子登録債権については、社債等と同等の規制を適用する必要があると考えるがどうか。

(参考) 金融商品取引法の対象のうち、その代替としての利用が考えられるもの

- ・ 社債、短期社債 (電子CP)
- ・ SPC (特定目的会社) の特定社債
- ・ 投資法人の投資法人債
- ・ 約束手形CP

社債等の代替として利用される電子登録債権としては、商取引を原因とせず、投資家からの資金調達を目的とする電子登録債権が考えられるのではないか。

一方、商取引を原因とする電子登録債権については、商取引を原因とする手形（商業手形）が金融商品取引法の規制の対象とされていないのと同様に、同法の規制の対象とする必要はないと考えるがどうか。

商取引を原因とする電子登録債権について、将来、その投資性が高まり、金融商品取引法の規制を及ぼす必要が生じた場合には、機動的にみなし有価証券として追加的に指定するなどにより規制を行うこととしてはどうか。

## (2) 金融商品販売法との関係

商取引を原因とせず、投資家からの資金調達を目的とする電子登録債権について、社債等と同様に規制する場合には、金融商品販売法との関係においても、その対象とする必要があると考えるがどうか。

一方、商取引を原因とする電子登録債権については、商業手形が金融商品販売法の規制の対象とされていないのと同様に、同法の規制の対象とする必要はないと考えるがどうか。

商取引を原因とする電子登録債権について、将来、その投資性が高まり、金融商品取引法の規制を及ぼすような場合には、金融商品販売法についても、規制の対象とすることとしてはどうか。

### (3) 本人確認法等との関係

金融機関のほか、振替機関等には、本人確認法の本人確認義務等が課されている。このことに鑑みると、電子登録債権に係る取引を本人確認法等の対象とし、管理機関に対し本人確認義務等を課することが適当であると考えがどうか。

(注1) 金融機関のほか、振替機関等には、本人確認法（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律）により、本人確認義務等が課されている。また、組織的犯罪処罰法（組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）により、疑わしい取引の届出が義務づけられている。

(注2) 本人確認法及び組織的犯罪処罰法5章（疑わしい取引の届出）を母体として、新たに「犯罪収益流通防止法案（仮称）」を策定することが予定されている。

#### (4) 電子マネーとの関係

次のような点を踏まえれば、電子登録債権がいわゆる「電子マネー」として利用される可能性は当面低いと考えられるため、現段階では特別な規制を行う必要はないと考えるがどうか。

- ・ 発生登録時・譲渡登録時に債権者・譲受人の情報の登録が必要であること。
- ・ 譲渡に際し、譲渡人及び譲受人からの申請が必要であること。

(注) 電子登録債権の譲渡等の要件等について、法制審中間試案第1の2(1)のB-2案以外の案では、譲渡に際し、譲渡人及び譲受人からの申請が必要となる。

- ・ 支払期日が確定日とされていること。
- ・ 商取引を原因としない電子登録債権については、金融商品販売法及び金融商品取引法の対象とする必要があると考えられること。

(注) 「電子マネー」について定まった定義はないが、例えば「『電子マネー』とは、利用者から受け入れられる資金(「発行見合資金」)に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受、更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体をいうこととする。」(平成10年6月大蔵省「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会報告書」とされる。

## 2 . 電子登録債権制度と標準化

利用者の利便を考慮すれば、電子登録債権制度に関し、一定の事項について標準化を行うことが適当と考えられるが、どのような事項について標準化を図ることが適当か。

(標準化が考えられる例)

- ・ 手続に関する電子フォーマット
- ・ 管理機関と金融機関間の電子データ交換 ( E D I ) に関する技術
- ・ 電子登録債権の記番号管理体系

(注) 標準化の具体例としては、例えば、全国銀行協会において、金融機関に関する各種事務規程、データ・フォーマット、技術水準、災害時対応など広範な分野について標準化が行われている。